

## 今回の風しんの流行に対する厚生労働省のこれまでの主な対応

- 平成24年5月以降、自治体に対し、以下の趣旨の課長通知を7回発出
  - 風しんの定期予防接種対象者に対し、積極的な接種勧奨を行うこと
  - 妊婦への感染を抑制するため、妊婦の夫等の同居家族へ予防接種の情報提供依頼
  - 産婦人科・小児科医療機関等への情報提供依頼
  - 風しんの任意予防接種に関する協力依頼・情報提供
  - 風しんワクチンの安定供給対策についての協力依頼
  - 助成事業を開始する自治体に対しての協力依頼
- 政府公報、厚労省ホームページ、メールマガジン、ポスター等で注意喚起（日本医師会、日本産婦人科学会等と連携して実施）。
- 職域実施
  - 新婚夫婦等、ターゲット層を絞ったリーフレットを作成し、周知を
  - 日本産婦人科学会などと連携して、妊娠中の感染症予防対策の情報提供
  - ワクチン需給に関する情報提供・協力依頼

事務連絡  
平成 24 年 5 月 25 日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課

### 風しん患者の地域的な増加について

日頃より感染症対策へのご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 12 条第 1 項の規定による風しん患者の届出数について、兵庫県では、本年第 1 週から第 20 週までに、全数報告を開始した平成 20 年以降で最も多い届出数が見られたこと等から、別添のとおり、昨日報道発表されましたことを情報提供いたします。

また、昨年、本年と、兵庫県以外にも、届出数が増加している都道府県が見られており、本年第 15 週時点では全国合計で昨年同時期の約 2 倍の届出数となっております。

貴職におかれでは、地域における風しんの発生動向に注意をお願いするとともに、届出数の増加が見られた場合は、参考資料 3 の福岡市の例も参考に、これまで風しんにかかっていない方、予防接種を受けていない方及び妊娠適齢期の方への情報提供、注意喚起等の風しんに対する一層の対策の実施をお願いいたします。

#### （参考資料）

1. 別添 1「兵庫県記者発表資料」

2. 別添 2「風しんの報告数の推移」

第 1 回厚生科学審議会感染症分科会感染症部会麻しんに関する小委員会  
(平成 24 年 5 月 17 日開催)

「麻しんおよび風しんの発生状況について」より抜粋

3. 福岡市における 2011 年の風疹の発生状況と対応

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/ha/rubella/1035-idsc/iasr-in/1514-kj3841.html>

4. 風疹流行および先天性風疹症候群の発生抑制に関する緊急提言（平成 16 年 8 月）

「風疹流行にともなう母児感染の予防対策構築に関する研究」研究班作成

<http://idsc.nih.go.jp/disease/rubella/rec200408rev3.pdf>

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

風しん対策の更なる徹底について（依頼）

今年の風しん対策については、平成24年5月25日付事務連絡「風しん患者の地域的な増加について」において、発生動向に注意をお願いするとともに、風しんに対する一層の対策をお願いしているところですが、7月に入り、近畿地方以外にも東京都等の関東地方で届出数が大幅に増加しており、今後全国に更に広がる恐れもあります。

貴職におかれては、下記の点に留意の上、特に妊婦を守る観点から、これまで風しんにかかるっていない方、予防接種を受けていない方及び妊娠適齢期の方への情報提供、注意喚起等の風しんに対する一層の対策の実施をお願いします。

記

1. 風しんの定期予防接種対象者に対し、積極的な接種勧奨を行うこと。
2. 妊婦への感染を抑制するため、特に
  - ①妊婦の夫、子ども及びその他の同居家族
  - ②10代後半から40代の女性（特に、妊娠希望者又は妊娠する可能性の高い者）
  - ③産褥早期の女性のうち、明らかに風しんにかかったことがある、予防接種を受けたことがある又は抗体が陽性であると確認ができた者を除いた者に対して、任意での予防接種を受けることについて、検討いただくよう、周知を図ること。
3. 貴管内の産婦人科医療機関等に対し、妊娠中に風しんに罹患（疑いを含む）した女性に対しては、無用な不安をあおらないよう留意の上、妊婦からの相談に応じるなどの適切な対応を行うよう、周知を図ること。

（参考）

別添1 「風しん累計報告数 2012年第1～27週」

別添2 「都道府県別病型別風しん累計報告数 2012年第1～27週」

健感発0129第1号  
平成25年1月29日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

先天性風しん症候群の発生予防等を含む風しん対策の一層の徹底について  
(情報提供及び依頼)

昨年からの風しん患者の増加に対する対策については、「風しん患者の地域的な増加について」(平成24年5月25日付事務連絡)及び「風しん対策の更なる徹底について」(同年7月19日付健感発0719第2号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)において、発生動向に注意をお願いするとともに、特に妊婦を守る観点から風しんに対する一層の対策をお願いしているところです。平成24年の風しん報告数は2,353例(暫定値)となり、過去5年間で最も多い報告数となりました。また、先天性風しん症候群の報告数が5例(暫定値)となり、平成16年の10例に次ぐ値となっております(別添参照)。風しんの報告数の増加傾向は数年持続することが知られており、本年も風しんや先天性風しん症候群の増加傾向が持続することが懸念されます。

貴職におかれでは、下記の点に留意の上、先天性風しん症候群の発生予防のため、これまで風しんにかかっていない方、予防接種を受けていない方及び妊娠可能年齢の方への情報提供・注意喚起、産婦人科・小児科関連医療機関等への情報提供等の風しんに対する一層の対策の実施をお願いします。

記

1. 風しんの定期予防接種対象者に対し、積極的な接種勧奨を行うこと。
2. 妊婦への感染を抑制するため、特に、
  - ① 妊婦(抗体陰性又は低抗体価の者に限る)の夫、子ども及びその他の同居家族
  - ② 10代後半から40代の女性(特に、妊娠希望者又は妊娠する可能性の高い者)
  - ③ 産褥早期の女性のうち、明らかに風しんにかかったことがある、予防接種を受けたことがある又は抗体陰性若しくは低抗体価でないと確認ができた者を除いた者に対して、任意での予防接種を受けることについて検討いただくよう、周知を図ること。
3. 貴管内の産婦人科医療機関等に対し、妊娠中に風しんに罹患(疑いを含む。)した女性に対しては、無用な不安をあおらないよう留意の上、妊婦からの相談に応じるなどの適切な対応を行うよう、周知を図ること。
4. 貴管内の中児科医療機関等に対し、次の事項について、周知を図ること。
  - (1) 先天性風しん症候群が感染症法上の全数届出対象疾患であること。
  - (2) 風しん報告数増加地域での妊娠初期検査で風しん抗体陰性又は低抗体価の妊婦から出産した新生児に対し、先天性風しん症候群を念頭におき注意深い対応を行う必要があること。

(参考)別添

- 「1. 風しん累積報告数の推移、2. 先天性風しん症候群の年間報告数の推移」

健感発0226第1号

平成25年2月26日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

「先天性風しん症候群の発生予防等を含む風しん対策の一層の徹底について  
(情報提供及び依頼)」の一部改正について

昨年からの風しん患者の増加に対する対策については、「風しん患者の地域的な増加について」(平成24年5月25日付事務連絡)、「風しん対策の更なる徹底について」(平成24年7月19日付健感発0719第2号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)及び「先天性風しん症候群の発生予防等を含む風しん対策の一層の徹底について」(平成25年1月29日付健感発0129第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)において、その対策をお願いしているところです。

平成25年の風しん報告数は第7週までに745例となり(2月20日時点)、平成24年の同時期と比較し、約20倍となっており、特に、関東地方において報告数が急増しています。

つきましては、先般の「先天性風しん症候群の発生予防等を含む風しん対策の一層の徹底について」(平成25年1月29日付健感発0129第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)を別添のとおり変更し、妊婦の夫、子どもその他の同居家族への周知の強化を図ることと致しました。

貴職におかれでは、引き続き、風しんに対する一層の対策の徹底をお願いします。

健感発0129第1号  
平成25年1月29日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

先天性風しん症候群の発生予防等を含む風しん対策の一層の徹底について  
(情報提供及び依頼)

昨年からの風しん患者の増加に対する対策については、「風しん患者の地域的な増加について」(平成24年5月25日付事務連絡)及び「風しん対策の更なる徹底について」(同年7月19日付健感発0719第2号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)において、発生動向に注意をお願いするとともに、特に妊婦を守る観点から風しんに対する一層の対策をお願いしているところです。平成24年の風しん報告数は2,353例(暫定値)となり、過去5年間で最も多い報告数となりました。また、先天性風しん症候群の報告数が5例(暫定値)となり、平成16年の10例に次ぐ値となっております(別添参照)。風しんの報告数の増加傾向は数年持続することが知られており、本年も風しんや先天性風しん症候群の増加傾向が持続することが懸念されます。

貴職におかれでは、下記の点に留意の上、先天性風しん症候群の発生予防のため、これまで風しんにかかっていない方、予防接種を受けていない方及び妊娠可能年齢の方への情報提供・注意喚起、産婦人科・小児科関連医療機関等への情報提供等の風しんに対する一層の対策の実施をお願いします。

記

1. 風しんの定期予防接種対象者に対し、積極的な接種勧奨を行うこと。
2. 妊婦への感染を抑制するため、特に、
  - ① 妊婦の夫、子どもその他の同居家族
  - ② 10代後半から40代の女性(特に、妊娠希望者又は妊娠する可能性の高い者)
  - ③ 産褥早期の女性
 のうち、抗体価が十分であると確認ができた者以外の者に対して、任意での予防接種を受けることについて検討いただくよう、周知を図ること。
3. 貴管内の産婦人科医療機関等に対し、妊婦の同居家族への情報提供を行うとともに、妊娠中に風しんに罹患(疑いを含む。)した女性に対しては、無用な不安をあおらないよう留意の上、妊婦からの相談に応じるなどの適切な対応を行うよう、周知を図ること。
4. 貴管内の小児科医療機関等に対し、次の事項について、周知を図ること。
  - (1) 先天性風しん症候群が感染症法上の全数届出対象疾患であること。
  - (2) 風しん報告数増加地域での妊娠初期検査で風しん抗体陰性又は低抗体価の妊婦から出産した新生児に対し、先天性風しん症候群を念頭におき注意深い対応を行う必要があること。

(参考)

別添1 「1. 風しん累積報告数の推移、2. 先天性風しん症候群の年間報告数の推移」

別添2 「3. 週別風しん報告数 2012年第1~52週、2013年第1~7週」

別添3 「4. 都道府県別病型別風しん累計報告数 2012年第1~52週、2013年第1~7週」

基安労発0426第1号  
平成25年4月26日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部労働衛生課長  
(公印省略)

#### 職域における風しん対策について

昨年からの風しん患者の増加に対する対策については、別紙1のとおり「先天性風しん症候群の発生予防等を含む風しん対策の一層の徹底について(情報提供及び依頼)」の一部改正について」(平成25年2月26日付健感発0226第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)等が都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部(局)長あてに通知されているところである。

平成25年の風しん報告数は第15週までに4068例となり(4月17日時点)、平成24年の同時期と比較し、約30倍となっており、特に、成人男性において多数の報告が認められており、今後職域においても更なる感染拡大が予想される。

このことを踏まえ、別紙2のとおり厚生労働省健康局において職域における風しん対策に関するリーフレットが作成されており、風しんに関する情報が、厚生労働省ホームページ([http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/kenkou/kekakaku-kansenshou/rubella/](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekakaku-kansenshou/rubella/))にまとめられているので、業務の参考までに了知されるとともに、局のホームページにリンクを掲載する等周知方協力に配慮されたい。

なお、関係団体に対し、別紙3のとおり要請を行ったので、了知されたい。

健感発0614第1号

平成25年6月14日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

### 風しんの任意の予防接種の取扱いについて（協力依頼）

昨年からの風しん患者の増加については、「風しん患者の地域的な増加について」（平成24年5月25日付事務連絡）、「風しん対策の更なる徹底について」（平成24年7月19日付健感発0719第2号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）及び「先天性風しん症候群の発生予防等を含む風しん対策の一層の徹底について」（平成25年1月29日付健感発0129第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。平成25年2月26日一部改正）に基づき、対策をお願いしたところです。

風しんの任意の予防接種の接種者数については、例年、年間30万回程度（推計）で推移していましたが、本年5月は、月間約32万回（推計）と急激に増加しています。厚生労働省としては、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定による予防接種（以下「定期接種」という。）で主に使用されている乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（以下「MRワクチン」という。）の製造販売業者に対して予定前倒しの出荷及び増産の対応をお願いしているところですが、現在の接種者数の水準がこのまま続いた場合、今夏以降にMRワクチンが一時的に不足することが懸念される状況となっています。

そのため、厚生労働省においては、安定供給の目途がつくまでの間、効果的な先天性風しん症候群の発生の予防及び今後の安定的な定期接種の実施のため、任意の予防接種について、妊婦の周囲の方、及び妊娠希望者又は妊娠する可能性の高い方で、抗体価が十分であると確認できた方以外の方が優先して接種を実施できるよう、ホームページ等において情報提供と協力依頼を行う予定であり、貴職におかれでは、その旨ご承知いただくとともに、貴管内市町村及び関係機関に対し、周知方よろしくお願いします。

また、MRワクチンの安定供給のためには、特定の医療機関に偏ることなく、各医療機関に適切な量が提供されることが必要であることから、予約状況等を勘案した上で、必要最低限の量を発注いただくよう、関係医療機関に対し併せて協力依頼をお願いします。

#### （参考）

1. 平成25年度の供給見込み（順次出荷するため、月毎の出荷量には限りあり。）

MRワクチン：約430万本（うち、定期接種として約210万本の使用を想定。年度当初見込みより

約 70 万本追加)

風しん単独ワクチン：約 24.5 万本（年度当初予定より約 7 万本追加）

2. 本年 4、5 月の推計接種回数（MR ワクチン及び風しん単独ワクチンの合計）

	4月	5月
定期接種	約 45 万回	約 17 万回
任意接種	約 9 万回	約 32 万回
計	約 54 万回	計 49 万回

3. 本年 6 月以降の製造販売業者、販売業者及び卸売販売業者における任意接種者数別風しんワクチン（MR 及び風しん単独）在庫シミュレーション（平成 25 年 6 月 14 日時点）

任意接種回数	6月末	7月末	8月末	9月末
20 万回/月	838,201 本	588,600 本	418,251 本	581,704 本
25 万回/月	788,201 本	488,600 本	268,251 本	381,704 本
30 万回/月	738,201 本	388,600 本	118,251 本	181,704 本
35 万回/月	688,201 本	288,600 本	-31,749 本	-18,296 本

（※）2、3については、平成 22～23 年度の定期接種実施者数・製造販売業者の出荷実績、平成 25 年 5 月末時点での製造販売業者、販売業者、卸売販売業者の在庫数及び出荷実績並びに平成 25 年 6 月時点での製造販売業者の出荷計画に基づき推計

健感発0702第1号  
平成25年7月2日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長  
(公印省略)

#### 風しんワクチンの安定供給対策について（協力依頼）

風しんワクチンの供給については、「風しんの任意の予防接種の取扱いについて（協力依頼）」（平成25年6月14日付健感発0614第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）により、特定の医療機関にワクチンの供給が偏ることのないよう、医療機関等への協力をお願いしているところですが、今般、一部の自治体等より、十分な量のワクチンを確保できない医療機関等があるとの連絡を受けました。

貴職におかれでは、下記の事項について、御了知いただくとともに、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定による予防接種の実施主体である市区町村、医療機関等及び貴管内関係者に対し、周知及び協力の要請をしていただくようお願いします。

なお、各関係者には別添（写）のとおり通知したことを申し添えます。

#### 記

1. 各都道府県は、都道府県医師会、都道府県卸売販売業者団体等の管内関係者と協議の上、以下の事項について取決めを行うこと。
  - (1) 管内の卸売販売業者及び医療機関等における在庫状況等を短期間（3日間程度）に把握することができる体制づくり
  - (2) 一部の医療機関等でワクチンが不足した場合の調整方法

(3) 特定の医療機関より過剰な発注が認められる場合の情報共有

2. 医療機関は、予約状況等を勘案した上で、必要最低限の量のワクチンを発注するよう努めること。
3. 卸売販売業者は、医療機関に必要量の供給を隨時行い、ワクチンの偏在が起こらないように配慮すること。
4. 各都道府県は、上記1により、過剰な発注が認められる場合には、都道府県医師会等と協議の上、その協力を得て注意喚起を行うこと。
5. 厚生労働省は、仮に、多量のワクチンを返品する医療機関があった場合には、その実態を確認の上、当該医療機関名の公表等を検討することとしていること。
6. 各都道府県は、上記1により、管内におけるワクチンの供給に地域的な不足や偏在が発生していると認められる場合には、地域間の調整を行うこと。その上でなお、管内全体において供給不足が明らかになった時は、結核感染症課に対し、その状況を連絡すること。  
結核感染症課では、その連絡を受けた場合、全都道府県に対し、それぞれの管内のワクチンの供給状況の報告を求め、必要と認めるときは、各都道府県の協力の下、製造販売業者、販売業者及び卸売販売業者に対して、在庫の全国的な調整を依頼することとしていること。

健感発0702第6号  
平成25年7月2日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長  
(公印省略)

市町村等において風しんの予防接種の助成事業を開始する場合の対応について（協力依頼）

先般、「風しんの任意の予防接種の取扱いについて（協力依頼）」（平成25年6月14日付健感発0614第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）に基づき、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（以下「MRワクチン」という。）の安定供給の目途がつくまでの間、効果的な先天性風しん症候群の発生の予防及び今後の安定的な定期接種の実施のため、任意の予防接種について、妊婦の周囲の方、及び妊娠希望者又は妊娠する可能性の高い方で、抗体価が十分であると確認できた方以外の方が優先して接種を実施できるよう、協力をお願いしたところです。

現在、一部の市町村及び都道府県において、風しんの任意の予防接種に係る費用の助成（以下「助成事業」という。）が検討されているところであり、上記通知を踏まえ、どのように助成事業を運営することが望ましいか、問い合わせを受けているところです。このため、先天性風しん症候群の発生の予防及び今後の安定的な定期接種の実施のため、今後、助成事業を実施する場合においては、下記の点に御了知いただくとともに、貴管内市町村及び関係機関に対し、周知方よろしくお願いします。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言です。

なお、本日、本通知と併せて「風しんワクチンの安定供給対策について（協力依頼）」（平成25年7月2日付健感発0702第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）を発出しているところです。

#### 記

今後、助成事業を開始しようとする市町村（特別区を含む。）又は都道府県にあっては、接種の前に抗体検査を実施し、抗体価が十分でないと確認できた方を助成事業の対象とすること等について検討いただきたいこと。

(参考) 実際に行われている助成事業の事例

① 風しん抗体検査及び予防接種の費用の助成の例

- ・ 19歳以上の市民で（1）妊娠を予定又は希望している女性とその夫、（2）妊娠している女性の夫を対象に、抗体検査を少ない自己負担額で実施
- ・ 上記抗体検査により、抗体が十分でないと確認できた方に対し、予防接種の費用を一部助成

② 予防接種の費用の助成の例

- ・ 市民で（1）妊娠を予定又は希望している女性とその夫、（2）妊娠している女性の夫に該当する方で、事前の抗体検査（自費）の結果、抗体が十分でないと確認できた方に対し、無料で予防接種を実施

# 従業員の皆様へ

別紙2

自分自身だけでなく、家族や一緒に働く方を風しんからまもるために、下記の対策をご検討ください。

1

女性は…

→妊娠前に風しんの予防接種をご検討ください。

※接種後2か月は避妊が必要です。  
※2回の接種で、より確実に先天性風しん症候群を予防できます。

2

妊娠中の女性は…

→ご家族の方に風しんの予防接種を検討して貰ってください。

※妊娠は風しんの予防接種を受けることができません。

※妊娠中に予防接種を受けられない場合には、人混みを避けるなど、風しんにかかっている可能性のある人との接触は可能な限り避けてください。

3

成人男性は…

→以下をチェック！

□風しんにかかったことがない方  
□風しんワクチンを受けていない方  
□どちらも不明な方

該当する方は、風しんの予防接種をご検討ください。

※2回接種しても問題ありません。

風しん  
流行中

今年の患者報告数は昨年の約30倍！

## あなたの職場でも

# 風しん予防対策されていますか？

今、風しんにかかる患者のうち、働く年齢層の方が多くなっています。

最もよくないのは、妊娠を経由して、赤ちゃんが先天性風しん症候群になることです。

# 事業者の皆様へ

健康で安心な職場の環境整備のため、下記の対策をご検討ください。

1

従業員が予防接種のために医療機関などの受診を希望した場合には、ご配慮ください。

2

入社時などに、予防接種の記録の確認を本人に呼びかけるようにしてください。

3

職場での感染予防のため、風しんにかかった人の休暇についてご配慮ください。

4

従業員に対し、風しん抗体検査の機会を設けるようご配慮ください。



# Q & A 職場での風しん予防対策

## Question 1 なぜ職場で風しん予防対策が必要なの？

それは、今、風しんにかかる患者は働く層の方が多いからです。

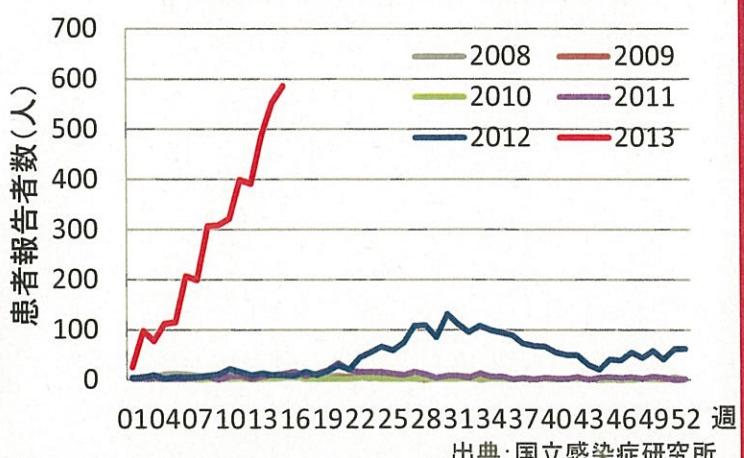
- ✓ 全風しん患者の約70%が男性。そして、男性患者の約80%は20～40代と労働人口と重なります。

- ✓ また、女性患者の約75%も10代後半～30代。

※2011年の国調査によると、20代～40代の男性の約15%に風しんの免疫がなく、女性の約15%は風疹の免疫がないまたは、不十分であることがわかっています。

◎職場での風しん予防対策は、社会全体の風しん感染拡大防止にもつながりますので、予防のご理解、ご協力をお願い致します。

【風しんと報告された患者数】



出典：国立感染症研究所

## Question 2 なぜ風しんにかかるとよくないの？

1番よくないのは、妊娠を経由して赤ちゃんが先天性風しん症候群になること。

- ✓ 妊娠した女性(とくに妊娠20週頃まで)が風しんにかかると、耳が聞こえにくくなる、心臓に奇形が生じる、目が見えにくくなる、精神や身体の発達に遅れが生じるなどの障がい(先天性風しん症候群)を持った赤ちゃんが生まれる可能性があります。

## Question 3 そもそも風しんってどんな病気？

- ◆ 風しんウイルスが感染者の飛沫(唾液のしぶき)などによって他の人にうつります。
- ◆ 主な症状として発疹、発熱、リンパ節の腫れ(3つの主な症状)が認められます。3つの症状がそろわない人も多く、感染しても症状がない人は約15～30%程度います。
- ◆ 通常は自然に治りますが、稀に脳炎になったり、血小板という血液の成分が減少して、皮膚に紫斑が現れる人もいます。関節が痛くなる人もいます。症状が出る前後の約1週間は、周りの人にうつす可能性があります。

## Question 4 風しんにかかってしまったら？

- ◆ 勤務先と相談の上、感染を周囲に広げないように自宅で休みましょう。
- ◆ やむを得ず外出する際には、マスクを着用し、できるだけ人混みを避けましょう。
- ◆ 風しんを疑う症状を認めたら、無理をして職場に行くことはやめ、医療機関に相談しましょう。

## Question 5 予防接種を受けるには？

- ◆ 予防接種を受ける場合、麻しん対策の観点も考慮して、麻しん風しん混合ワクチンを接種することをお勧めしています。
- ◆ 予防接種の実施医療機関については、お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。

※妊娠期間中は予防接種を受けられません。

準備OK?

妊娠を考えるなら、

風しん  
流行中!

## 麻しん風しん混合ワクチンを

ご結婚おめでとうございます！

新生活の準備でお忙しいことと思いますが、妊娠を考えるなら、

**麻しん風しん混合ワクチン(MRワクチン)の接種を  
ご検討ください。（相談はお住いの市区町村へ）**

妊活の第一歩！

- 20-40代の女性の約15%は、風しんへの十分な免疫を持っていません。
- 妊娠中、特に妊娠20週頃までに風しんにかかると、赤ちゃんに耳が聞こえにくくなる、心臓に奇形が生じる、目が見えにくくなるなどの障がい（先天性風しん症候群）が現れる可能性があります。

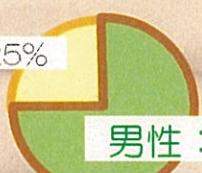


妊娠中は予防接種が受けられませんので、女性は妊娠前に予防接種を受けることをご検討ください。

男性も注目！

- 風しんと報告された方の7割以上が男性、そのうち8割以上が20-40代。
- 20代～40代の男性の約15%は、風しんへの免疫を持っていません。

女性：25%



【風しんの報告】



50代以上：5%

20-40代：82%

20代未満：13%

【男性の年代別風しん報告割合】

出典：国立感染症研究所（2012年）

お二人の赤ちゃんが先天性風しん症候群にならないように、  
男性も予防接種を受けることをご検討ください。

### 予防接種について

- 風しんの予防接種を受ける場合は、風しんと同時に麻しんも予防できる、麻しん風しん混合ワクチン(MRワクチン)の接種をお勧めしています。
- 予防接種を検討されたい方、受けたい方は、かかりつけ医やお近くの小児医療機関のほか、お住まいの市区町村にお問い合わせください。



厚生労働省

風しんについて、くわしくはこちらへ ⇒

風しん 厚生労働省

検索



# 風しん 注意報 発令

## 風しんの予防接種で 未来の赤ちゃんを守れます

妊娠、とくに妊娠初期の女性が風しんにかかると、赤ちゃんにも感染し、耳が聞こえにくい、目が見えにくい、生まれつき心臓に病気がある、発達がゆっくりしているなど「先天性風しん症候群」という病気にかかることがあります。



妊娠中は  
風しんの予防接種を  
受けることは  
できません

女性は  
妊娠前に

風しんの予防接種を  
ご検討ください

接種後2ヶ月は避妊が必要です  
接種回数は子どもの頃の接種を含め2回です

成人男性は

風しんにかかったことがない方  
風しんワクチンを受けていない方  
どちらも不明の方▼

接種することをご検討ください  
2回接種しても問題はありません

妊娠中の  
女性の家族は

風しんの予防接種を  
ご検討ください

妊娠は風しんの予防接種を受けられません  
1歳児(第1期)と、小学校入学前1年間(第2期)は  
麻しん風しん混合ワクチンの定期接種を受けましょう

Point

今は成人に多い病気で、特に10代後半～50代前半の男性。  
10代後半から30代前半の女性が多く発病しています

Point

特に昭和54年4月2日～平成7年4月1日生まれの男女は接種率が低く、昭和54年4月1日以前生まれの男性は子どもの頃に定期接種のチャンスがありませんでした

Point

風しんの予防接種は、はしか(麻しん)も一緒に予防できる  
麻しん風しん混合(MR)ワクチンでうけることをお薦めします

厚生労働省／国立感染症研究所／社団法人日本医師会／公益社団法人日本産科婦人科学会／公益社団法人日本産婦人科医会／公益社団法人日本小児科学会／一般社団法人日本小児科医会／公益社団法人日本小児保健協会／一般社団法人日本感染症学会／日本ウイルス学会／一般社団法人日本プライマリ・ケア連合学会／一般社団法人日本保育園保健協議会／日本渡航医学会／日本環境感染学会／一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会／日本ワクチン学会

お問い合わせ先 厚生労働省健康局結核感染症課 TEL. 03-5253-1111(代)  
国立感染症研究所感染症情報センター TEL. 03-5285-1111(代)

# 風しん 注意報 発令



## 生まれてくる赤ちゃんのために 「風しんワクチン」

妊娠、とくに妊娠初期の女性が風しんにかかると、生まれてくる赤ちゃんが「先天性風しん症候群」という病気にかかることがあります。耳が聞こえにくい、目が見えにくい、生まれつき心臓に病気がある、発達がゆっくりしているなど、赤ちゃんがそのような生まれつきの病気にならないよう家族みんなで風しんの予防接種を受けることをご検討ください。

### 女性は妊娠前に

▼  
風しんの予防接種を  
ご検討ください

接種後2ヵ月は避妊が必要です  
接種回数は  
子どもの頃の接種を含めて2回です

### 成人男性は

風しんにかかったことがない方  
風しんワクチンを受けていない方  
どちらも不明な方

▼  
接種することを  
ご検討ください

2回接種しても問題はありません

### 妊娠中の女性の家族は

▼  
風しんの予防接種を  
ご検討ください

妊娠は風しんの予防接種を受けられません  
1歳児（第1期）と、小学校入学前1年間（第2期）は麻しん風しん混合ワクチンの定期接種を受けましょう

今は成人に多い病気で、特に10代後半～50代前半の男性、10代後半から30代前半の女性が多く発病しています

特に昭和54年4月2日～平成7年4月1日生まれの男女は接種率が低く、昭和54年4月1日以前生まれの男性は子どもの頃に定期接種のチャンスがありませんでした

風しんの予防接種は、はしか（麻しん）も一緒に予防できる麻しん風しん混合（MR）ワクチンでうけることをお奨めします

厚生労働省、国立感染症研究所、社団法人日本医師会、公益社団法人日本産科婦人科学会、公益社団法人日本産婦人科医会、  
公益社団法人日本小児科学会、一般社団法人日本小児科医会、公益社団法人日本小児保健協会、一般社団法人日本感染症学会、日本ウイルス学会、一般社団法人日本プライマリ・ケア連合学会  
一般社団法人日本保育園保健協議会、日本渡航医学会、日本環境感染学会、一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会、日本ワクチン学会

お問い合わせ先 厚生労働省健康局結核感染症課 TEL. 03-5253-1111（代） 国立感染症研究所感染症情報センター TEL. 03-5285-1111（代）

風しん 厚労省

検索

風しん 感染研

検索